

改正後の競技規則

フラットウォーターレーシング

第4章 第24条 「アンチ・ドーピング規定と制裁措置」

- 1 世界アンチ・ドーピング規定に基づき(財)日本アンチ・ドーピング機構(以下JADAという)が策定した日本アンチ・ドーピング規定を遵守しなければならない。
- 2 日本選手権などの大会では、競技会検査を行うことが望ましい。
(行わなければならない)
- 3 JADAより登録検査対象リストにより指定された選手は、四半期ごとに居所情報をJADAおよび連盟事務局に届けることを義務づける。
これに基づく競技外検査以外にも、連盟はすべての選手を対象に競技外検査を行うなどし、アンチ・ドーピングの啓発活動を行う。
- 4 規定に違反が認められた場合の選手・チームへの確認・通知・暫定的資格停止・審査・及び懲罰は、日本アンチ・ドーピング規定・世界カヌー連盟ドーピングコントロール規則(International Canoe Federation Doping Control Rules)を適用する。
懲罰については世界カヌー連盟ドーピングコントロール規則を優先する。

スラローム

第3章 第42条 「アンチ・ドーピング規定と制裁措置」とし、項目についてはFWR競技規則と同様。

ワイルドウォーター

第3章 第42条 「アンチ・ドーピング規定と制裁措置」とし、項目についてはFWR競技規則と同様。

カヌーポロ

第2章 第9条 「監督会議」

(1)ドーピングコントロールについて(国際大会)に変更

第2条 第11条にアンチ・ドーピング規定と制裁措置」を追加し、項目についてはFWR競技規則と同様。

カヌーツーリング・カヌー長距離(マラソン)レーシング

カヌーツーリングには追加しないが、カヌー長距離(マラソン)レーシングの第4章 第32条にポロと同様に条項を追加する。

(各競技規則におけるドーピング規定改訂部分のみ記載)